

南アルプス市子どもの生活支援事業業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、子どもの生活支援事業を実施するにあたり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

1 業務の概要

- (1) 委託業務名
南アルプス市子どもの生活支援事業業務委託
- (2) 業務内容
別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託契約の年間上限額
4,999,500円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 受託事業者選定の趣旨
プロポーザル (proposal) とは「企画、提案」の意味であり、本業務の実施にあたり、業務全般に関する豊富な経験や知識、実績、企画力を有する事業者から、公募により企画、提案を受け、優れた提案を行った者を受託候補者に選定するものである。

2 プロポーザルへの参加資格

本業務の受託事業者選定プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に応募しようとする者は、次の（1）から（7）に掲げる応募条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 本業務に類似する事業の実績があり、仕様書を踏まえた事業計画の立案、実施が可能であること。
- (4) 南アルプス市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要綱による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 直近1年間において、国税及び地方税を滞納していない法人であること。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び南アルプス市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等ではないこと。

3 スケジュール

内 容	期 間
参加募集開始	令和4年1月20日（木）
質問受付期限	令和4年1月27日（木）午後5時
質問回答期限	令和4年2月3日（木）午後5時
参加申込提出期限	令和4年2月14日（月）午後5時
プレゼンテーションの実施、審査	令和4年3月上旬
選定結果通知	プレゼンテーションの実施翌日
契約締結	令和4年3月31日（木）

4 質問受付・回答

(1) 受付期限

令和4年1月27日（木）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書（様式第5号）に質問事項を記入し、電子メール又はFAXで行うこと。

※件名に「【質問】南アルプス市子どもの生活支援事業について」と記載すること。

また、送信後に電話にて受信確認を行なうこと。

※質問書は南アルプス市ホームページからダウンロードして作成すること。

(3) 質問先

南アルプス市役所 福祉総合相談課 地域福祉担当

電 話 055-282-7250 FAX 055-282-6095

E-mail fukuso@city.minami-alps.lg.jp

(4) 回答方法

回答は令和4年2月3日（木）までに、南アルプス市ホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項等に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答することがある。

5 参加申込及び企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和4年2月14日（月）午後5時（必着）

(2) 提出方法

プロポーザル参加申込者は、南アルプス市ホームページから企画提案参加申込書等をダウンロードして必要書類を作成し、持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付期間は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、封筒に「企画提案参加申込書等在中」と明記し、上記提出期限必着とする。

(3) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書（様式第1号）

- ② 企画提案書（様式第2号）
（A4縦、10頁以内（参考資料含む）、文字サイズ12ポイント以上）
- ③ 企画提案参加資格に係る宣誓書（様式第3号）
- ④ 法人の登記事項証明書（提出日において3ヶ月以内に発行されたもの）（原本）
- ⑤ 定款又はこれに代わるものの写し
- ⑥ 直近の事業報告書及び収支決算書
- ⑦ 直近の納税証明書（法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税に係る未納がないことの証明）（原本）

（4）提出部数

企画提案書 7部
その他の書類 各1部

（5）提出先

南アルプス市 保健福祉部 福祉総合相談課 地域福祉担当
〒400-0395 南アルプス市小笠原376番地

（6）留意事項

- ① 企画提案は、前記1の（1）の事業に対し1者1案とする。
- ② 提出された書類について、提出後の差し替え及び変更は認めない。ただし、市が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではない。
- ③ 提出された書類は返却しない。
- ④ 提出後に、応募を取り下げの場合は、取下願（様式第4号）を提出すること。取下願の提出があった場合、既に提出された書類については、全て返却する。
- ⑤ 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。
 - ・前記2の参加資格のいずれかを満たさなくなったとき。
 - ・提出書類が所定の期限までに整わなかったとき。
 - ・見積額が、前記1の（5）の委託上限額を上回っているとき。
 - ・提出書類の内容に虚偽、不正又は本要領の定めに違反する記載があったとき。
 - ・審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - ・その他不正な行為があったとき。
- ⑥ 企画提案書の作成・提出等、本業務への応募に要する経費はすべて応募者の負担とする。

6 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

以下のとおり、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

（1）実施日時

令和4年3月上旬予定 ※詳細な日時等は申込者あて別途連絡する。

（2）出席者

1者3名まで

（3）時間配分

プレゼンテーション 20分以内

ヒアリング（質疑応答） 20分程度

(4) 機器類の準備

プロジェクターやスクリーン等の使用が必要な場合は、事前に連絡し確認すること。
プレゼンテーションにおいて使用するパソコンは参加申込者が持参すること。

7 選考結果通知

参加申込者に対し文書にてプレゼンテーション翌日に通知する。

8 選定基準

受託候補者の選定にあたっては、次の事項を選定の基準とし、南アルプス市子どもの生活支援事業業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行う。

審査項目	審査基準	配点
①業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none">・確実に業務を遂行できる実施体制になっているか。・配置予定の支援員及びその他の人員は、生活困窮世帯の自立支援の経験や実績があり、理解は十分か。・本業務に類似する事業の実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分に活かすことが期待できるか。	40点
②業務の実施方法	<ul style="list-style-type: none">・生活困窮世帯の子どもの現状や課題を理解し、本業務の目的を理解しているか。・仕様書に定める取り組みの実施方法は、具体的かつ効果的な内容か。・応募者独自の提案事項は、効果的な内容か。	50点
③事業費の見積	<ul style="list-style-type: none">・業務の実施体制及び実施方法からみて適切な費用の計上がされているか。	10点

9 契約の締結について

選定の結果、市は第1順位の受託候補者となった事業者との間で企画提案の内容及び価格等に関する協議を行ったうえで、地方自治法施行令第167条第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

10 その他留意事項

- (1) 採用された企画提案書の著作権は、南アルプス市に帰属する。
- (2) 選考結果については、受託候補者選定後すみやかに、南アルプス市ホームページにて公表する。